

Title	Anti-inflation政策への一提案：租税政策理論研究おぼえがき
Sub Title	A proposal for anti-inflation policy : a memorandum for further study of fiscal policy
Author	深谷, 昌弘
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.1 (1968. 1) ,p.87(87)- 101(101)
JaLC DOI	10.14991/001.19680101-0087
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680101-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

はじめ経済活動を中心に推進することで組合員をひきつけ、その思想の穩健性と積極的な生産協力という姿勢で資本の承認をとりつけていた。ところが、このような組合でさえ、戦時体制の進行と共に解体を余儀なくされたのであり、そこに戦前における労働組合の地位の不安定さ、根の弱さというものを否応なくみせつけられざるをえない。そのことは、戦前における労働運動の限界を如実に示すと共に、資本主義発展の早激性に対応する権力機構の横暴性・労資関係の未成熟をも浮き彫りしているものといえる。それだけに、今日の眼でみれば、微温さ、保守性にあきたらぬ面が強く残るとしても、戦前にいて組合が恒常的に存続しうるには、製綱労組のような姿勢・活動が限界であったこともまた認めざるをえないのである。

しかしながら、労働組合法もなく、労資の休戦を暗黙のうちに認めた時にはじめて協約が締結されるような時期に協約を締結することや、また過去現在を問わず労資協調を自らの労働条件の維持・改善より優先して第一義に考えるような姿勢が、労働運動の発展、あるいは対等の労資関係の達成にプラスとなるかどうかは全く別問題であり、わが国における労資関係の歪みとも関連して改めてその評価は問われる必要があるだろう。

(1) 松岡駒吉は、特に東京製綱の例というより一般論としてはあるが、労働協約を締結した労資の状態・関係は不況下でも安定的に平和裡に推移したことを指摘し、その要因として組合の経営に対する信頼、経営の開明的姿勢等の五項目を挙げている。長文であるので引用は避けるが、いずれも東京製綱にもあてはまる面があり、参照されてよいだろう（『産業平和と団体協約』『社会政策時報』一三二号、一〇六―七頁）。

〔追記 本稿は一九六七年度慶應義塾学事振興資金研究補助による研究の一部である。〕

研究ノート

Anti-Inflation 政策への一提案

——租税政策理論研究おぼえがき——

深 谷 昌 弘

目 次

序 論

第I章 企業と価格支配力

 第一節 独占と価格支配力

 第二節 Full Cost Principle と価格

 第三節 独占度と価格変化率

第II章 Anti-Inflation Policy に対する一つの提案

 第一節 “A Tax on Price Increases?” の概要

 第二節 Taxation on Price Change の提案

 第三節 Tax on Price Change: a further discussion

参考文献

成長率を高く維持するためには高い需要水準を維持せねばならぬ。しかし高需要水準はインフレーションを誘発する傾向を準備するのである。

しかしながら、成長率と物価上昇率の相関関係は余り明白ではない。むしろ、統計学上は、失業率と物価上昇率との相関が強いことが認められている。従って、物価安定政策は完全雇用政策とは相入れないものではないか、という疑問が生ずるのである。

成長率と物価上昇率の間に相互に直接の関係がないとしても、高度成長政策と物価上昇率とは無関係ではない。成長率を上げようとして需要水準を引上げる政策がとられるならば、その政策は失業率を低め、高い賃金上昇率をもたらす、更に物価を引上げるであろう。

かくて、「完全雇用か物価安定か?」、あるいは「高度成長か物価安定か?」という、矛盾論的な極めて解決困難な、しかも重要な命題が経済政策上に投げかけられるのである。

物価安定政策が困難なのは、有効需要政策が有効性に乏しいこと

昨今の資本主義経済にあって、最も強く世人の興味をひいている問題は経済成長とインフレーションであろう。とくに先進資本主義国においては、二つの問題が同時に発生してくる傾向にある。即ち

Anti-Inflation 政策への一提案

に由来する。有効需要政策が有効性に乏しいということは二重の意味をもつ。一つには、現代の価格機構が需要水準の変化を敏感に反映するほど flexible ではないことである。特に下方硬直的であるということは、インフレーションを抑制するために有効需要を操作することの有効性を制限してしまう。もちろん、ハイパー・インフレーションに対しては有効かもしれない。しかし、現代的な意味で問題となっているのは、そうではなくて、クリーピング・インフレーションである。価格が硬直的ならば、価格上昇阻止に対して大幅な有効需要の削減が必要とされることになる。資本主義経済が flexible な価格機構を有していた時代であったなら有効需要政策もあるいは有効であろう。しかし、現代資本主義の価格機構は不幸なことであるがそれほど flexible ではない。

第二の理由は、第一の理由から導かれるのであるが、それは、政策上の理由である。即ち、物価上昇を阻止する為には、大幅な有効需要の削減が必要であるが、それは同時に、失業率の増大と、成長率の slow down を招くことになる。そのような政策は、物価安定とひきかえに、失業増大及び成長率の slow down という割高な対価を払ってまでも実施する価値のあるものであるか。もちろん、これは、物価上昇抑制の緊急度にもよるであろうが、一般的に言って大いに疑問とせざるをえないであろう。

有効需要政策に頼らうとする限りにおいて、前述の「完全雇用か物価安定か?」、「高度成長か物価安定か?」というような矛盾論的な困難な命題に突当らざるをえなくなるであろう。

視点から問題をとらえ、クリーピング・インフレーションに対処する政策の有効性を考えるのが本論の主たる目的である。

労働市場が $h(w)$ になるに従って、ある企業における賃金上昇は他の企業あるいは産業へと波及せざるをえない性格をもつから、賃金契約においては分野の貨幣賃金率の上昇が生じるとそれは全産業的あるいは全経済的現象を生起する傾向をもつであろう。このような性格をもつ賃金上昇が、物価の個々の構成要素をなす諸価格にどのような影響を及ぼすであろうか。賃金というコストの上昇は全産業、全経済に共通して生起するものだとするならば、この変化が価格にどう作用するかは、その財市場における指導的企業の価格政策に依存するところ大である。従って、賃金の変化が価格の変化にどう投影されるかという問題の分析にあたっては、独占者の価格政策を分析することが非常に重要な意味をもつであろう。しかも、独占的企業にとって、賃金上昇は価格引上げに対して最も世論を説得しうる理由であるからなおのことである。

そこで、本章では独占企業の価格支配力を先ず分析することにしよう。

第一節 独占と価格支配力

問題のセッティングに関して、最初に、「価格支配力とはなにか?」を明らかにする必要がある。ある企業が価格を支配する力をもっているか否かは何をもちいて判定すればよいのか。ここでは、価格支配力を、価格を操作することによって、企業はどれだけ利潤を

Anti-Inflation 政策への一提案

この小論における論旨は、有効需要政策に頼らず、完全雇用や成長という政策課題に必らずしも矛盾せず物価安定を図ろうとする一つの試みを、財政政策の面からアプローチしたものである。

この試みの結論を前もって要約するならば、価格引下げに対してはプレミアムをつけ、逆に引上げに対してはペナルティを課すような法人税制の導入の提案である。私は昨年末頃からこの事について考えてきたのであるが、このほど一応のまとまりがついたので、ここに報告する次第である。なお、つい最近、Economic Journal 一九六一年六月号に "A Tax on Price Increase?" という M.F.G. Scott の論文に、私の提案する税制と同じ税制が主張されているのを見つけたので本論の中でその概略を紹介したいと思う。

第一章 企業と価格支配力

この章で行われる分析の主眼は、企業において、貨幣賃金率や生産性に変化が見られた時に、企業の価格政策によって、価格がどのように変化するかを概観することにある。完全競争が前提とされるならば、もちろん個々の企業に価格支配力はない。完全競争ではない場合、個々の企業が如何なる価格政策を実際にとるか、非常に複雑な問題である。ことに、寡占市場に於ける価格決定は、複数の企業間同士による reaction いかんによって種々のケースが生じてこよう。

しかしながら、ここでの分析の目的は、そのような種々雑多なケースを網羅的に把握することにあるのではない。賃金と物価という

左右させうるか、という観点をとらえよう。即ち、「価格を引き上げることによる純利潤(引上げによる「gain-loss」)が大きければ大きいほど価格支配力は大きい」という用語法を採用することにしよう。

さて、ここで

$$s = f(p) \dots 1-1 \quad \frac{ds}{dp} > 0$$

需要函数

$$R = p \cdot s = p \cdot f(p) \dots 1-2$$

収入函数

$$C = c(s) + a = c[f(p)] + a \dots 1-3$$

とするならば、利潤は

$$\pi = R - C$$

$$= p \cdot s - [c(s) + a] \dots 1-4$$

この時の、利潤極大条件は

$$\frac{d\pi}{ds} = 0 \dots 1-5 \quad \text{制約条件: } \frac{d^2\pi}{ds^2} < 0$$

となり、1-5) についてこれを解くと

$$p + s \cdot \frac{dp}{ds} - c'(s) = 0 \dots 1-6a$$

1-6) 式は周知の $MR = MC$ という条件式である。いま個別需要曲線の弾力性を

$$e = - \frac{ds}{dp} \cdot \frac{p}{s} \dots 1-7$$

とし、1-7) を 1-6) に代入して整理すれば、

$$MR = p + x \cdot \frac{dp}{dx} = p \left(1 - \frac{1}{e}\right) = \phi'(x) = MC \dots 1-(8) \text{b}$$

となる。
完全競争を仮定すると $e = \infty$ であるから $1 - \frac{1}{e} = 1$ (8) 式は $MR = p$ (1-1) $= p = MC$

故に価格は平均収入、限界費用に等しい。
次に完全競争でない場合を考えると、 $e = 1$ ならば $MR = 0$ 、 $1 < e < \infty$ の領域では e が小であるほど p と MR の差は大である。そして $MR = MC$ であるから価格 $p = MC \left(\frac{e}{e-1}\right)$ である。今、 $(P - MC)$ の p に対する比を独占力を示す独占度とすれば $\text{独占度} = \frac{p - MC}{p}$ である。従って独占度は需要の弾力性の逆数である。
さて、価格支配力は前述の定義から、 $\frac{dx}{dp}$ であるから、(1-4) 式を p に関して微分すれば、

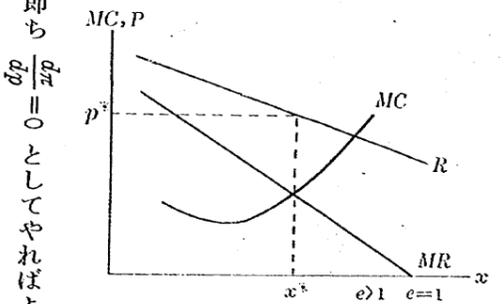
$$\frac{dx}{dp} = f'(p) + p \cdot f''(p) - \phi'(x) f'(p) \dots 1-(8) \text{a}$$

$$\text{これに } 1-(7) \text{ を代入すると}$$

$$\frac{dx}{dp} = x \left\{ 1 - e \left(1 - \frac{1}{e} \right) \cdot \phi'(x) \right\} \dots 1-(8) \text{b}$$

完全競争を仮定するならば、 $e = \infty$ であるから、(1-8) 式は $\frac{dx}{dp} = x \left\{ 1 - e \left(1 - \frac{1}{e} \right) \cdot \phi'(x) \right\} = 1 - 8$ である。
従って、個々の企業は価格を少しでも上げれば、 $\frac{dx}{dp} = 1 - 8$ で、需要の全てを失うことになる。従って完全競争における企業には、価格支配力は全くない。
次に独占企業の価格支配力を検討しよう。独占企業がその価格を

決定するに際して果して (1-8) 式に示されるような短期の利潤極大条件を満足しているか否かは大いに疑問とされねばならない。この問題は第二節に譲るとして、ここでは一応、利潤極大を満たす価格政策と、その企業の価格支配力を分析してみよう。
当該の独占企業が価格を利潤極大にするよう決定するならば、その時の価格は (1-8) 式の右辺を 0、即ち $\frac{dx}{dp} = 0$ としてやればよい。



$$\frac{dx}{dp} = f'(p) + p \cdot f''(p) - \phi'(x) f'(p) = 0 \dots 1-(9)$$

がその条件である。これを變形してやると

$$MC = \phi'(x) = \frac{f(p) + p f'(p)}{f'(p)} = \frac{dR/dx}{dx/dp} \cdot \frac{dx/dp}{dp/dx} = \frac{dR}{dp}$$

$$= MR$$

を得る。これは (1-9) 式で導いた利潤極大条件と同義である。従ってこの条件を満たす価格は $P = MC \left(\frac{e}{e-1}\right)$ となり、この価格を P^* 、その産出量を x^* としよう。この企業の価格支配力は (1-8) 式 $\frac{dx}{dp} = x \left\{ 1 - e \left(1 - \frac{1}{e} \right) \cdot \phi'(x) \right\}$ で示される。完全競争の場合とちがう重要な点は、 e が ∞ と 1 の間

の有限な正の値であるという点である。価格変更による純利潤は一定値をもつのである。 $\frac{dx}{dp}$ の符号は図 1 に示された p^* よりも高い p では負、 $p = p^*$ で 0、 p より低い p で正である。一般には第二節でふれるように価格は p^* より低いところに決められる可能性が強いから $\frac{dx}{dp} < 0$ であろう。そして、 e の値が小であるほどこの値は大であろう。又、 $e > 1$ の範囲では、この値は絶対値において小であるだろう。

従って、これまでの分析の結果から、我々は極めて重要な命題を得たことになる。即ち、
「独占度 $1 - \frac{1}{e}$ が高いほど、企業の価格支配力は強く、価格引上げによる利潤は大であり、損失は小であろう。」

第二節 Full Cost Principle と価格

第一節で我々は、独占度が高いほど企業の価格支配力は強いという命題を得た。この命題は、独占企業が極大利潤を目ざす行動をとるとらないに関わらず成立する。けれども、価格が極大条件を満たすところに決定されるか否かは大いに疑問である。何故ならば、その時の価格は $P = MC \left(\frac{e}{e-1}\right)$ であるが、この Limit をとると

$$\lim_{e \rightarrow 1+0} \frac{e}{e-1} = \infty$$

であるから価格は ∞ になってしまう。従って、独占度が大ならかなり高い価格を企業がつけることが可能になってしまう。
しかし、これは現実的ではない。何故ならば、そのような高い価

格は平均費用を大きく上回り、かなりの超過利潤の存在を意味する。そうすれば、長期においてはかならずや new entry があってこの企業の独占的地位は低下せざるを得ないことになる。それ故に独占度が極めて高いからといって、その企業が非常に高い価格をつけるような行動はとらないであろう。
しかも、第一節に用いられたモデルは単純独占のケースである。現実には、そのようなケースは稀れであり、複数の企業が存在する寡占の方がより一般的である。
以上の理由から、我々は第一節の価格決定モデルを改め、より現実に妥当するといわれる Full Cost Principle による価格決定モデルに組替えを行なおう。

需要函数 $x = f(p) \dots 2-(1)$

収入函数 $R = p \cdot x = p f(p) \dots 2-(2)$

費用函数 $C = a + x \cdot \lambda f(p) \dots 2-(3) \quad \lambda = \text{constant if } x \propto \lambda$

ここまでで、第一節と異なるのは費用函数である。正常な費用函数は一般に U 字型であると考えられるが、それをこのような形で表わすことが可能なのは、問題とされる範囲が U 字型の底部に限定される場合である。何らかの理由によって、(例えば、政策によって) 需要が極めて安定的であるなら、このような費用函数を使用することはあながち不当ではあるまい。

次に利潤は

$$\pi = R - C$$

$$= p \cdot x - \lambda \cdot x \dots 2-1(4)$$

より、 λ は

$$P = (1+m) \dots 2-1(5)$$

と定義すると、もし、企業が何らかの判断で m の値を決定し、価格を

$$P = (1+m)\lambda \dots 2-1(6)$$

のように決定するならば、

この m は 'Full Cost Principle' における mark-up ratio である。

この mark-up ratio と第一節での利潤極大条件の関係は以下のようになる。2-1(5)を微分すると

$$\frac{dP}{dP} = x + p \cdot \frac{dx}{dP} - \lambda \frac{dx}{dP}$$

この式に需要の弾力性

$$e = -\frac{dx}{x} \cdot p \dots 2-1(7)$$

を代入し、変形する。右辺=0とおけば

$$\frac{dx}{dP} = x \left(1 - e \left(1 - \frac{\lambda}{p} \right) \right) = 0$$

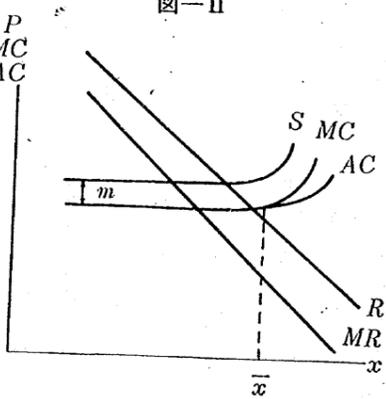
であるから

$$1 - e \left(1 - \frac{\lambda}{p} \right) = 0 \dots 2-1(8)$$

という、極大条件を得る。更に2-1(8)を変形すれば

$$p = \frac{e}{e-1} \lambda$$

となり、定義により $P = (1+m)\lambda$ であるから極大条件は



図一II

$m = \frac{e}{e-1} \dots 2-1(9)$
 である。これは、謂わば、極大条件を保証する mark-up ratio と呼ぶことができる。即ち、mark-up ratio をこのような値にしたとき、利潤は極大である。しかし、これは 'new entry' がない、短期の利潤極大条件にすぎない。ここでは2-1(6)式の m を m_{max} と呼ぼう。 m_{max} は当然のことながら e が小さくて1に近いほど大である。従って独占度が高いほど大である。又、mark-up ratio の引上げは m_{max} より小に留まる限りは利潤は少くとも短期的には増大する。即ち

$$\frac{d\pi}{dm} > 0 \text{ if } m < m_{max}$$

何故なら、 m_{max} は図一I(第一節)、 p^* に対応し、 $m \wedge m_{max}$ は p が p^* 以下であることを示しているからである。この範囲では $\frac{d\pi}{dp}$ は正である。

又、 m には、これ以下では企業が成立できないという意味での最低率が存在するであろう。これは通常、正常利潤率と呼ばれるもので、今、これを、 m_{min} と呼ぶことにしよう。

現実企業がある m は $m_{min} \wedge m \wedge m_{max}$ の範囲にあるであろう。そして、それはおそらく、参入を阻止し、利潤を長期的に最大化しようとする企業行動を示すであろう。又、当該企業が存在する市場に複数企業がある場合、限界企業の m_{min} より最優秀企業の m に至るまでの夫々に異った m をもつ企業が並ぶことになる。

以上の分析から、我々は、次のことが言えよう。
 「独占度」 e が高ければ高いほど短期利潤極大をもたらす mark-

up ratio は大である。従って mark-up ratio の変更による価格支配力は短期的には独占度の高い企業において大であろう。

第三節 独占度と価格変化率

I コスト増加と価格変化率

賃金上昇によって製品生産に必要な一単位あたりの価格が $\beta\%$ 上昇したとしよう。この賃金上昇は早晩、全産業的そして全経済的現象となろう。殊に、労働市場が 'tight' であればその可能性は強い。それ故、協調的な寡占市場に於ては賃金上昇が共通であるとすれば、従来の mark-up ratio を維持しようとして価格が引きあげられることは容易である。

賃金上昇前のコストを C_1 、上昇後を C_2 で示すならば

$$C_1 = \lambda \cdot x$$

$$C_2 = (1+\beta)\lambda \cdot x$$

価格は

$$P_1 = (1+m_1)\lambda$$

$$P_2 = (1+m_2)(1+\beta)\lambda$$

である。

もし、 $m_1 = m_2 = m$ であるならば価格上昇率は

$$\frac{\Delta p}{p} = \frac{P_2 - P_1}{P_1} = \beta$$

$\beta\%$ である。

この時、 m_{max} 及び、短期利潤最大の価格はどのように変化するであろうか。

2-1(9)式より

$$m_{max} = \frac{1}{e-1}$$

であるから

$$m_{1,max} = \frac{1}{e_{21}-1}$$

$$m_{2,max} = \frac{1}{e_{22}-1}$$

もし、 $e_{11} = e_{21}$ ならば明らかに

$$m_{1,max} = m_{2,max}$$

であり、従って

$$\frac{\Delta p}{p} = \beta$$

ところで正常な需要函数を想定する限りは、 $e_{21} \wedge e_{22}$ であるから、一般には

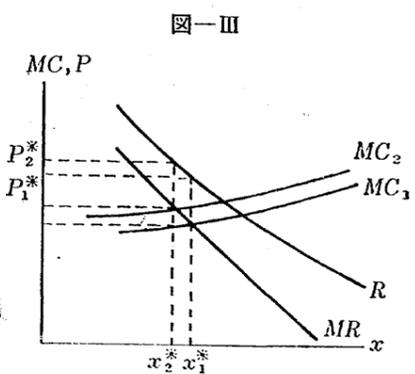
$$m_{1,max} > m_{2,max}$$

であり、故に

$$\frac{\Delta P^*}{P^*} = \frac{P_2^* - P_1^*}{P_1^*} = \frac{(1+m_2^*)(1+\beta) - 1}{(1+m_1^*)} - 1 < \beta \quad m_1^* = m_{max}$$

となり最大利潤をもたらす価格の上昇は $\beta\%$ 以下である。 e_{22} が e_{21} からどれだけ増大するか、即ち $\frac{\Delta p}{p}$ が β をどれだけ下回るかは、財の性質(必需品か否か、あるいは、代替品があるか否か等)によるに依存すると共にその企業のリーダーシップの強さに依存しよう。リーダーシップが弱ければ競争企業は価格引上げに追随せず、屈折需要曲線の理論が示すように個別需要曲線そのものをシフトさせ e_2 は大幅に増大してしまうであろう。

〔賃金上昇によるコストの $\beta\%$ の上昇は極めて協調的な寡占市場ではほぼ $\beta\%$ の価格引上げを伴うであろう。又、コスト上昇は



図一III

一般に π_{max} を引下げる。それは財の性質及びリーダーシップの強さによって下り方が違う。それ故に当該する独占企業のリーダーシップが弱ければ、コスト上昇は π_{max} を大幅に引下げて π_{max} に近づけ、価格を支配しうる範囲を狭めることになる、逆に強ければそうならない。

これが、ここで言いうることである。また、賃金コストの全般的上昇は同時に(貨幣)所得の増大としてあらわれる。従って Inflation の全体系を分析しようとするならば、当然この面が扱われなくては complete な体系とはならないということを附言せねばならない。しかし、ここでの主目的は Inflation Process の全体を把握するのではなく、コストの価格への転嫁を分析することであるので、あえてこの側面は捨象しておこう。

II 生産性上昇率と価格変化率

新しい生産技術導入によって生産性が $\alpha\%$ 上昇したとしよう。今、上昇前のコスト及び上昇後のコストを夫々、 C_1 、 C_2 で示すなら、

$$C_1 = \lambda_1 \alpha$$

$$C_2 = (1-\alpha)\lambda_2 \alpha$$

いま、企業が mark-up ratio を不変に保とうとするならば $m_1 = m_2$ であるから、価格引下げ率は

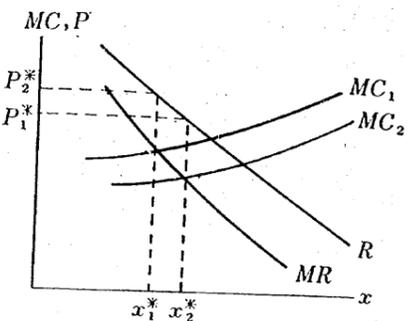
$$\frac{P_1 - P_2}{P_1} = \frac{(1-\alpha)(1+m_2)\lambda_2}{(1+m_1)\lambda_1} - 1 = -\alpha$$

で、生産性上昇率に等しいだけの価格引下げが行われる筈である。しかし、ここで注意しなければならないのは、生産性上昇率というのは個々の企業、別々に生じる現象である、という事である。そ

れ故に、 $\alpha\%$ の価格引下げを実施するか否かは、当該企業が攻撃的であるか否かに依存する。

さて、生産性の上昇は独占的企業の立場をどのように変化させるであろうか。前と同様に、 π_{max} との関連で分析してみよう。

図一四



九四 (九四)

$$m_1^* = \frac{1}{e_{d1} - 1}$$

$$m_2^* = \frac{1}{e_{d2} - 1}$$

もし、 $e_{d1} = e_{d2}$ ならば

$$\frac{\Delta P}{P} = -\alpha$$

であるのは明らかである。しかし、正常な需要曲線を想定する限りは、 $e_{d1} \neq e_{d2}$ なら $e_{d1} \sqrt{e_{d2}}$ である。それ故

$$\frac{\Delta P}{P} = 1 - \frac{(1+m_2^*)}{(1+m_1^*)} (1-\alpha) > \alpha$$

この企業が攻撃的で、優位になった立場を利用して価格を引き下げたならば、限界企業は淘汰され e_{d2} は更に小となるであろう。

「生産性の上昇は個別企業に起る現象であり、その企業の独占的立場を強めるかもしれないが、それが、価格引下げに結びつくか否かは一概には言えない。」

III 需要曲線のシフト

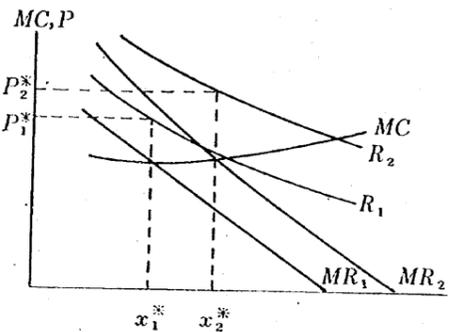
経済が成長しつつある過程では需要は一般に絶えず増大していると考えてよいであろう。しかし、経済の成長にともなう個々の財の需要の成長は一律ではない。需要の価格弾力性のみならず、所得弾力性を問題にせねばならない。

只、短期的な需要曲線の右方シフトは、価格を上昇せしめ、mark-up ratio を高めるであろう。

それは一般に、需要水準が高まっている場合、競争企業にも capacity の余裕がないから、mark-up ratio を上げて需要を喰われる心配がないためと、限界費用そのものが上昇するという点に由来する。

しかし、成長における継続的な需要の拡大は、財市場の拡大が財の性質により成長率と一義的関係にないこと、成長そのものが、単に需要拡大だけでなく、供給曲線のシフトを伴うものであるから、このモデルだけで分析しようとしても不十分である。この小論では主として賃金と物価及び価格支配力という視点から考察を進めているので、ここでは、需要の継続的増大に関する分析は割愛することにして、他

図一五



Anti-Inflation 政策への一提案

の機会にゆずることにはしたい。

IV コスト増加と価格上昇率・競争の激しい市場

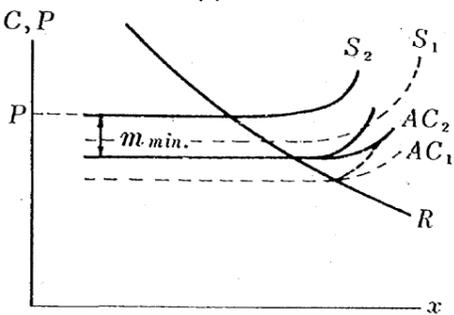
完全競争市場においては、個別企業は価格支配力を持ちえない。

しかし、寡占市場であっても極めて競争が激しく企業の価格引き上げが困難な場合には、企業にとって賃金上昇は直ちに利潤が喰われてしまうことを意味する。だから、企業が単独に賃金上昇を認めたら直ちにその企業は大きな傷手を負うことになる。

従って、市場全てにわたる賃金が一斉に上って初めて、価格を引上げることが可能である。しかも価格引上げは一斉に行われなくてはならない。我慢強くて耐久力のある企業が損失覚悟で企業経営を暫らく続けると、彼は最後に笑うものになりうる。それ故に、貨幣賃金が全てに亘って上昇したとしても、競争が激しければ激しいほど率先して価格を引上げることがないであろう。

だから、一般的に云うなら「賃金―物価の累積的上方への運動過程は競争の激しい分野でも観察されるかも知れないが、謂ゆる wage-price spiral generate する力は乏しいと見るべきである。」

図一六



第二章 Anti-Inflation Policy に対する 一 つの提案

第一章の分析から、私は Taxation on Price Change を提案しようと思う。その前に、先頃、私は塾の古田精司助教授の御指摘を頂き、M.F.G. Scott による "A Tax on Price Increases?" を見つけ、その中に私と同じ形の税制度の提案がなされているのを知ったので、まずその論文を簡単に紹介しておこう。

第一節 "A Tax on Price Increases?" の概要

彼は、先ず、物価安定と完全雇用及び充分な成長率は互いに両立の難しい問題であると (I) の Introduction で述べた後、(II) でこれまで提案されてきた物価安定政策のいくつかをとりあげ夫々の欠陥を指摘した後、次に次のような制度を提案する。即ち (III) において、「法人所得税の補完税として施行されている利潤税の税率を価格の対前年度変化率とともに変化させる。実施においては、実際の税率、価格変化の測定、例外企業の設定が問題である。」

(注) 一九六五年英国は税制改革で利潤税を廃止し、四〇%の法人所得税のみになった。

という意味のことを述べている。次に (IV) でこの税の効果についてふれている。ここで彼が言っていることは、「労資の賃金交渉に際し、collective bargaining が広範に行われている場合、この税が雇

用者に賃金というコストの上昇に対して強く反対する態度をとらせるので、この税に多くの期待をかけることができるという内容である。

(V) では、この税に対する予想される非難への前もっての解答と、実施上の難点の解決についての工夫を行っている。その中で主なものに触れておくと、

(1) この税が price stability に貢献したとしてもそれは労資闘争のコストにすぎぬのではないか。この税の施行は実質賃金の切下げにはならない。貨幣賃金増大に固執する無益さにリーダー達は気付くであろう。今までより小さな賃上げが他の union でも行われるのだとなれば納得しよう。

(2) 原材料価格が上がったために、税率が上がってしまうのは unfair ではないか。

この税は一年限りの価格上昇には、その年しか働かないから、原材料価格上昇でこの税から受ける打撃は初年度のみである。

(3) 価格変化の測定

これがもっとも困難な点である。しかし、基本としては近似的に同質であればその財価格を測ればよからう。新製品については税率を fixed rate にしておけばよい。

このほか、面白い提案として "opt-in", "opt-out" の制度がある。激しい価格の変動から大幅な税による不利益を受けぬために企業自身の選択による "脱落" と "参加" を認め、脱税手段にされぬために "脱落" には charge するというものである。

第二節 Taxation on Price Change の提案

貨幣賃金上昇と物価上昇の相乗作用のことを wage-price spiral と呼んでいる。労働者は物価上昇を理由に賃上げ要求を行い、生産者は賃金上昇を理由に価格を上げる。ひとたび、どちらかが上昇すればこの二つは相互に作用しあつて賃金—物価—賃金……という spiral 現象に発展する傾向をもつ。従つて、貨幣賃金の上昇はそれと同率の実質賃金の上昇を意味しないことになる。しかし、経済構造の変化等を捨象して考えるならば、物価上昇率を 0 にするようにしながら、物価上昇のさなかで達成される実質賃金の上昇率と同率の実質賃金上昇を達成することは論理的に必ずしも不可能ではない筈である。

仮に、今までより低い、貨幣賃金と物価の上昇率のもとで、同一の率の実質賃金の上昇が達成されるならば、経済政策上それは望ましい事だといえよう。その理由はいくつか挙げられようが

(1) 物価上昇による望ましくない再分配効果を阻止できる。更に、物価上昇は政府の減税、貨幣給付等の政策効果を吸収してしまうが、もし物価安定に成功するならば、これらの政策はより有効になるであろう。

(2) 物価上昇は実質的には貨幣利率の削減を意味するから、資源配分を歪めることになる。又、各経済単位は利率率を含めて、物価の個々の構成要素としての諸価格を道標として行動しているのだから、物価の不安定はもっと広い意味での資源

配分の歪曲作用をもつてであろう。物価の安定化はこの望ましからざる作用の除去を意味する。

(3) 物価上昇は国際貿易における競争的立場を相対的に低下させることになる。従つて物価安定は国際収支上望ましいであろう。さらに、物価上昇が当面、謂ゆるクリーピング・インフレーションにとどまっていればよいが、このようなインフレーションはハイパー・インフレーションの下地を準備しているのであり、極めて危険な側面をもつ。従つて、クリーピングであるとはいえ、出来る限り抑制されねばならない。

そこで、インフレーションを阻止するには、wage-price spiral の鎖をどこかで断ち切ることが必要である。有効需要の削減は序論で述べたように、価格機構に下方硬直性が認められるとすれば余り物価安定に効果をもちえないであろうし、更に重大なのは、完全雇用や成長のような他の政策目的との間のディレンマに陥込むことになってしまう。この意味で、有効需要操作による物価安定政策は有効性に乏しいといわねばならない。

もう一つ、最近、物価安定政策として主張されているものに所得政策がある。しかしながら所得政策が有効である為には、この政策が示す賃金が守られねばならない。守られるためには納得的、合理的指示がなされる必要がある。従つて合理性を追求すればするほど経済の細部にまで政策が滲透せねばならない。それ故に、所得政策は経済を計画化しようとする意図の下で、初めて重要なしかも物価安定に有効な政策たりうる。そのような性格をもった政策である。

従って、所得政策は単なる物価安定政策として取扱われるべきではない。

物価安定政策として可能な政策をもとめる為に、再び wage-price spiral の鎖に眼を移そう。wage-price spiral という現象が何故生じるのである。それは賃金というコストが価格に容易に転嫁されるからに他ならない。だから、wage-price spiral の鎖を断ち切るには、賃金が価格に転嫁されるのを防ぐことが、最も基本的な事である。貨幣賃金の上昇が、そのまま実質賃金の上昇を意味するような経済体制を出来る限りつくることである。そのためには、企業の価格支配力の分析が先ずなされる必要がある。第I章に於ける分析はこのような意図のもとで行われたものである。第I章の分析から得られた命題は価格政策に関する包括的一般理論ではないということ。ここで断っておかねばならない。しかし、賃金というコストは、労働市場が market であればあるほど、ある分野での賃金上昇は他の分野へと波及し、一般的現象となる性格をもつ。失業率の低下は、新たに雇用する労働に対する賃金を上げるばかりでなく、労働組合の交渉力を強める。そしてある分野の賃金上昇は他の組合の交渉に対する志気を高め、雇用者は労働力を確保するために賃上げを認めざるをえないというメカニズムによって一般化する。それ故、ある産業、又は経済の全般にわたる賃金という、コストの上昇は、個々の企業の相対的な競争的地位を変えない。従って第I章に示された分析の中で、独占企業及び協同的寡占企業の行動は重要な意義をもつことになる。

第I章の分析全般から導かれる重大な帰結は、「賃金コストの上昇は、独占市場においては、独占度が高ければ高いほど、寡占市場においては、企業間の協調性が高くて、当該企業のリーダーシップが強いほど、容易に企業によって価格に転嫁されてしまうであろう。また、そのような企業は価格引上げをみこして交渉において高額の回答を出すことが可能である。激しい競争においてもいずれ転嫁は生じるであろうが、各企業が自発的に価格を引上げることはい」ということである。

このことから、wage-price spiral の一つの大きなエネルギー源として、企業の独占力行使という要素を指摘せねばならない。

以上に述べたようなことから、次のような法人税制を導入することを提案しよう。

税率 $t = k + J \dots (1)$

$J = \gamma \frac{\Delta p}{p} \dots (2) \quad J_{\min} < J < J_{\max}$

$\Delta p = \frac{\sum P_i + Q_{i+1}}{p} - 1 \dots (3)$

税金 $T = (k + J)(R - C) \dots (4)$

これが Tax on Price Change の構造である。

これは基本税率、Jは価格の変化率に従ってプラスからマイナスまで一定の範囲で変化する税率である。又、γは一定でも可変的でもよい。(3)式は価格変化率の定義式である。価格を四半期ごとにとり、それを販売数量で加重してやり価格変化率を算出することを意味する。そうしないと、年度末の価格引上げも年度初めの価格引上

げも税法上同じ扱いになる不合理が生じるからである。税金は利潤に (4) をかけたものに等しい。

価格引上げに対してはベナルティが課され、引下げにはプレミアムがつくから、結局において、この税制に次のような効果を期待することができる。即ち、

- (I) 貨幣賃金上昇が安易に価格に転嫁されることを防ぐ。
- (II) 独占力行使による価格引上げを制限する。
- (III) 生産性上昇による価格引下げは課税に際して、企業経営の合理化の努力を反映したものとみなして、これを奨励する。

第三節 Tax on Price Change : a further discussion

第二節で提案された税制度は Scott のと同じ形式であるから彼の言ったことは、ここでも妥当する。即ち、一度限りのコスト上昇に対しては、一年だけしか高税率が働かない。従って、この税は継続的なコストの変化にもつとも関わりがある。そして、継続的なコストの変化とは貨幣賃金の上昇と、生産性の上昇である。次に、第一節で挙げたこの税の三つのねらいに関して考察してみよう。

(I) 貨幣賃金上昇が価格に転嫁されることを防ぐ。

これは、賃金交渉が厳格になることを意味する。それ故、労資闘争を激化するかも知れない。しかし、労資闘争が意味をもつのは、実質賃金と利潤の分配についてである。この税によって物価上昇率

が slow down することが現実に示されるならば、税が軌道に乗ることは労資闘争を緩和することを意味しても激化することはないであろう。何故なら、労資闘争における物価をめぐる労資の議論は消滅するのであるから。Scott の提案はこの (I) をめぐっての主張が主体をなしており、独占的価格支配力に関しては殆んど注意が払われていない。それは、英国の賃金交渉では産業別組合による collective bargaining が支配的であることが主たる理由であろう。(注) このような差を認めたとすもなお、賃金上昇がどれだけ価格に転嫁されるか、あるいは転嫁を予定してどれだけ賃金上昇を Union に認めるかは、その産業の財の性質ばかりでなく、その産業の競争状態に大きく依存するであろう。

しかし、日本のように企業別組合と各企業経営者との交渉が主であるような場合には(2)に関する税の効果が非常に重要である。この場合、つまり、個別に企業経営者と労働者が賃金交渉を行う場合、もし完全競争であるなら、賃金上昇の価格への転嫁という現象は生じては来ない筈である。従って、

(II) 独占力行使による価格引上げを制限することは重要である。独占企業が安易に貨幣賃金の大幅引上げを認め、それを価格に転嫁することをやめるならば、wage-price spiral の moment はかなり弱まろう。独占的巨大大企業が貨幣賃金を大幅に上げ、価格をも上げるといふ行為をしないならば、物価上昇も小幅であろうし、貨幣賃金の上昇も全般に小幅になろう。

(III) 生産性上昇を反映させて、価格を引下げる企業は優遇され

る。

一般論として、企業の生産性上昇に対する意欲を刺激することは好ましいと言えよう。けれども、産業の相違によって生産性上昇が大幅に可能な分野と不可能な分野がある。一般論では上の主張が受け入れられるとしても、前者が優遇され、後者が冷遇されてしかるべきだとは言えない。けれども、成長という観点から見れば(III)を容認することができよう。なんとすれば、生産性を大幅に上昇させることが可能なのは、工業部門のしかも規模の経済を充分利用しうる成長産業であり、(III)はそのような成長産業を優遇するからである。税率が価格の変化率によって変動することによって、この税制は独占力行使による賃金の価格への転嫁を阻止し、一般の賃金交渉をより慎重なものにし、価格引下げを優遇し、物価安定政策としてかなりの効果をもつことになるであろう。

更に、この税制度は Formula-Flexibility として働き安定装置としては現行制度より強力である。何故ならば税率 $\frac{dP}{P}$ であるから不況期には税率は低下し、好況期には高まるからである。しかも、景気回復に対するブレイキにはならない。景気回復期にはまだ価格は急激に上昇してこないからである。

その他にも、独占力行使抑制力としての働き、生産性上昇優遇として成長にプラスに働くこと、などの advantage をこの税制度はもっている。そして、この物価安定政策は成長や完全雇用等の他の政策諸目標と矛盾しないという点がなにより重要である、ことを最後に述べておこう。

参考文献

- M.F.G. Scott "A Tax on Price Increase?" *E.J.*, 1961, 6.
 N. Kaldor "Economic Growth and the Problem of Inflation", *Economica*.
 A. Smithies "The Control of Inflation" *R.E. & S.*, 1957, 8.
 P.A. Samuelson } "Problem of Achieving and Maintaining a
 R.M. Solow } Stable Price Level" — analytical aspects of
 anti-inflation policy — *A.E.R.*, 1960, 5.
 O.E.C.D. "Policies for Price Stability", 1962.
 {C.L. Schultze "The Brookings Quarterly Econometric Model of
 J.L. Tryon the United States" IV, 9. Prices and Wages, 1965.
 R.F. Harrod "Policy against Inflation" 1958.
 J.M. Keynes "The General Theory of Employment, Interest and Money." 1936.
 Don Patinkin "Money, Interest, and Prices" 2nd. ed. 1965.
 R.A. Musgrave "The Theory of Public Finance" 1959.
 C.A. Hall "Fiscal Policy for Stable Growth" 1960. 砂川・西村・末重訳「安定成長の財政政策」
 熊谷尚夫「我国の物価問題と価格理論」渡部・熊谷編「日本の物価」日経新聞社。
 通商産業研究 一三一、一三六、一一八 経済成長と物価問題。
 東洋経済 一九六六、九、二七「インフレーション」。
 伊藤光晴「近代価格理論の構造」新評論。

藤野正三郎「日本の景気循環」勁草書房。

深谷昌弘「安定政策と成長政策の Policy Implication」三田学会

雑誌 一九六七、一〇。